



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則（9）（給与課）・・・・・・・・・・ 2
	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・ 10
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（11）（〃）・・・・・・ 11
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（12）（〃）・・・・ 12
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（13）（〃）・・・・・・ 14
	鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（14）（〃）・・・・・・ 21
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（15）（〃）・・・・・・ 23
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（16）（〃）・・・・・・ 29
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則（17）（〃）・・・・・・ 32
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則（18）（〃）・・・・・・ 33
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（19）（〃）・・・・・・ 36
	地域手当に関する規則の一部を改正する規則（20）（〃）・・・・・・ 42
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として 専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則 （21）（〃）・・・・・・ 43

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第9号

給料表の適用範囲に関する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第3から別表第6までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。

（各給料表の適用を受ける職）

第2条 条例別表第3から別表第5までに定める給料表の適用を受ける職員は、別表第1から別表第6までの各表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職を占める職員とする。

2 条例別表第6に定める給料表の適用を受ける職員は、船舶に乗り込む職員で、別表第7に定める職を占めるものとする。

（加算額を支給する職員）

第3条 条例別表第3アの表備考2の人事委員会規則で定める職員は、別表第1の1の表高等学校の項及び特別支援学校の項に掲げる職を占める職員とする。

2 条例別表第3イの表備考2の人事委員会規則で定める職員は、別表第2の1の表小学校の項、中学校の項及び義務教育学校の項に掲げる職を占める職員とする。

別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員（第2条、第3条関係）

1 教育機関

組織	職
高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、講師、寄宿舎教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
特別支援学校	
教育センター	指導主査、課長補佐（研修の企画運営を担当する者に限る。）、係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事
図書館	学校図書館支援員及び資料相談員
博物館	専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
少年自然の家	係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事、社会教育主事及び専門指導員
青年の家	

2 教育委員会事務局

組織	職	
本庁	教育総務課	課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）、文化財主事及び健康管理主事
	教育人材開発課	教育人材開発主査、課長補佐（教員の人事を担当する者に限る。）、係長（教員の人事を担当する者に限る。）及び管理主事
	小中学校課	指導主事
	特別支援教育課	指導主査、課長補佐（学校教育の指導を担当する者に

		限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び指導主事
	高等学校課	高校教育主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び指導主事
	いじめ・不登校総合対策センター	課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、次長(教育相談を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び指導主事
	社会教育課	社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限る。)、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事
	人権教育課	指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び指導主事
	体育保健課	指導主査、課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。) 及び指導主事

3 知事の事務部局

	組織	職
本庁	交流推進課	専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)
	美術館	主幹、副主幹及び専門員
	スポーツ課	係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)、副主幹(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。) 及び専門員
	文化財課	課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、主幹(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)、副主幹(文化財の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主事
	とっとり弥生の王国推進課	係長(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。)、副主幹(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主事
	子ども発達支援課	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
	総合教育推進課	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)
地方機関	総合事務所県民福祉局児童相談所	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
	公文書館	課長補佐、主幹、副主幹、総括専門員及び専門員
	男女共同参画センター	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)
	埋蔵文化財センター	係長(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。)、副主幹(埋蔵文化財の普及

		啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。)及び文化財主事
	青谷かみじち史跡公園	係長(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。)、副主任(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。)及び文化財主事
	むきばんだ史跡公園	
	皆成学園	主幹、係長、副主任(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
	福祉相談センター	係長及び副主任(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
	鳥取看護専門学校	副校長、主幹、教務主幹、副主任、教務主任及び講師
	倉吉総合看護専門学校	副校長、課長(教務課の課長に限る。)、主幹、教務主幹、副主任、教務主任及び講師

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

1 教育機関

組織	職
小学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭
中学校	
義務教育学校	
共同調理場	栄養教諭
教育センター	指導主査、課長補佐(研修の企画運営を担当する者に限る。)、係長(研修の企画運営を担当する者に限る。)、指導主事及び研修主事
図書館	学校図書館支援員及び資料相談員
博物館	専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
少年自然の家	係長(社会教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事、社会教育主事及び専門指導員
青年の家	

2 教育委員会事務局

組織	職	
本庁	教育総務課	課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事
	教育人材開発課	教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。))及び管理主事
	小中学校課	義務教育主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。))及び指導主事
	特別支援教育課	指導主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。))及び指導主事
	高等学校課	指導主事
	いじめ・不登校総合対策センター	課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、次長(教育相談を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。))及び指導主事
	社会教育課	社会教育主査、課長補佐(社会教育又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事
	人権教育課	指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者

		に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。))及び指導主事
	体育保健課	指導主査、課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。))、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。))及び指導主事
地方機関	教育局	課長補佐(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。))、係長(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。))、指導主事、管理主事及び社会教育主事

3 知事の事務部局

	組織	職
本庁	交流推進課	専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。))
	文化政策課	係長(文化財を活用した地域振興を担当する者に限る。))、副主幹(文化財を活用した地域振興を担当する者に限る。))及び専門員
	美術館	主幹、副主幹及び専門員
	スポーツ課	係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。))、副主幹(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。))及び専門員
	文化財課	課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。))、主幹(文化財の保護を担当する者に限る。))、係長(文化財の保護を担当する者に限る。))、副主幹(文化財の保護を担当する者に限る。))及び文化財主事
	とっとり弥生の王国推進課	係長(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。))、副主幹(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。))及び文化財主事
	子ども発達支援課	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。))
	総合教育推進課	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。))
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。))
地方機関	総合事務所県民福祉局 児童相談所	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。))
	公文書館	課長補佐、主幹、副主幹、総括専門員及び専門員
	男女共同参画センター	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。))
	埋蔵文化財センター	係長(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。))、副主幹(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。))及び文化財主事
	青谷かみじち史跡公園 むきばんだ史跡公園	係長(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。))、副主幹(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。))及び文化財主事
	福祉相談センター	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。))
	皆成学園	主幹、係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。))

別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員（第2条関係）

1 知事の事務部局

組織		職
本庁	原子力安全対策課	研究員
	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	地域社会振興部	参事（学芸員の資格を有するものに限る。）
	美術館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員
	衛生環境研究所	所長、次長、室長、主幹、上席研究員、室長補佐、副主幹、主任研究員及び研究員
地方機関	農業試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	園芸試験場	場長、次長、所長、室長、主幹、上席研究員、分場長、試験地長、副主幹、主任研究員及び研究員
	畜産試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	中小家畜試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	林業試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	水産試験場	場長、次長、部長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	栽培漁業センター	所長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び研究員

2 教育機関

組織	職
図書館	主任学芸員及び学芸員
博物館	副館長（学芸員の資格を有するものに限る。）、課長（学芸員の資格を有するものに限る。）、主幹学芸員、主任学芸員及び学芸員

3 警察本部

組織	職
科学捜査研究所	所長、管理官、次席、主席研究員、専門研究員及び研究員

別表第4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員（第2条関係）

知事の事務部局

組織		職
地方機関	総合事務所	所長、副所長、参事監、課長、参事、医長、副医長、課長補佐及び医師
	精神保健福祉センター	所長、課長、医長、副医長及び医師
	総合療育センター	院長、院長代理、副院長、部長、室長、医長、副医長及び医師
	鳥取療育園	園長
	中部療育園	
本庁	福祉保健部	部長、理事監、参事監及び参事

福祉保健課	課長補佐
健康医療局	局長
健康政策課	課長、医長、副医長及び医師
医療政策課	課長、室長、医長、副医長及び医師
医療・保険課	課長
子ども家庭部	理事監及び参事監
家庭支援課	課長補佐
生活環境部	部長、参事監及び参事
衛生環境研究所	所長、室長

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織			職
地方機 関	総合事務所	保健所	参事(人事委員会が定めるものに限る。)
		健康支援 総務課	主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、管理栄養主任、歯科衛生主任、管理栄養士及び歯科衛生士
		医薬・感 染症対策 課	課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線技師、薬剤師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
		生活安全 課	課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師
		環境建築 局	局長、副局長及び参事(人事委員会が定めるものに限る。)
	環境・循 環推進課	課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師	
	総合療育センター		課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主幹、理学療法主幹、管理栄養主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、歯科衛生主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、理学療法主任、管理栄養主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、管理栄養士、衛生技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理

		士及び臨床検査技師
	鳥取療育園	係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
	中部療育園	次長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
	食肉衛生検査所	所長、次長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師
	境港水産事務所	係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師
本庁	福祉保健部	参事（人事委員会が定めるものに限る。）
	福祉保健課	課長補佐、主幹、係長、副主幹、管理栄養主任、診療放射線主任、歯科衛生主任、衛生技師、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士及び診療放射線技師（人事委員会が定めるものに限る。）
	生活環境部	参事（人事委員会が定めるものに限る。）
	環境立県推進課	課長補佐、主幹、係長、副主幹、管理栄養主任、診療放射線主任、歯科衛生主任、衛生技師、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士及び診療放射線技師（人事委員会が定めるものに限る。）

別表第6 医療職給料表(3)の適用を受ける職員(第2条関係)

1 知事の事務部局

	組織	職
地方機関	総合事務所	看護師及び准看護師
	鳥取看護専門学校	主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副看護師長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任及び看護師
	倉吉総合看護専門学校	
	福祉相談センター	看護師及び准看護師
	総合療育センター	部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副看護師長、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師
	鳥取療育園	課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び看護師
	中部療育園	

2 教育機関

組織	職
特別支援学校	学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師

別表第7 海事職給料表の適用を受ける船舶に乗り込む職員（第2条関係）

船長、機関長、航海長、通信長、課長補佐、主幹、漁業取締専門員、一等航海士、一等機関士、副主幹、二等航海士、二等機関士、航海士長、機関士長、通信士長、航海士、機関士、通信士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(行政職給料表以外の給料表の適用を受けるべき第2号会計年度任用職員の給料月額の上限)</p> <p>第27条 給与条例第16条の19第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: 20px; padding: 2px;">略</div>	<p>(行政職給料表以外の給料表の適用を受けるべき第2号会計年度任用職員の給料月額の上限)</p> <p>第27条 給与条例第16条の18第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: 20px; padding: 2px;">略</div>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(医療業務手当) 第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに総合療育センターの院長、 <u>院長代理</u> 、副院長、部長、医長、副医長及び医師とする。 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。		(医療業務手当) 第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに総合療育センターの院長、副院長、部長、医長、副医長及び医師とする。 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。	
級の区分	職種	級の区分	職種
1級	総合療育センターの院長 <u>及び院長代理</u>	1級	総合療育センターの院長
略		略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第8条及び第25条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(昇格)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、<u>当該資格基準を満たさない職員を昇格させることができる。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 欠員を補充するために職員を昇格させる必要がある場合で、級別資格基準表に定める資格基準に従うことができないと任命権者が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該資格基準を満たさない職員を昇格させることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第8条及び第23条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(昇格)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、<u>人事委員会が別に定める資格基準によることができる。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 欠員を補充するために職員を昇格させる必要がある場合で、級別資格基準表に定める資格基準に従うことができないと任命権者が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、<u>当該資格基準を満たさない職員を昇格させることができる。</u></p>

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

略

備考

- 1 略
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける課長補佐、主幹、教務主幹、係長、副主幹、教務主任、総括専門員、専門員、文化財主事、次長、教育人材開発主査、高校教育主査、社会教育主査、指導主査、指導主事、管理主事、社会教育主事、健康管理主事、学芸員補、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員及び専門指導員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

略

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける課長補佐、主幹、係長、副主幹、総括専門員、専門員、文化財主事、次長、教育人材開発主査、義務教育主査、社会教育主査、指導主査、指導主事、管理主事、社会教育主事、健康管理主事、学芸員補、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員及び専門指導員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の6（第2条の4関係）

研究職給料表級別資格基準表

略

備考

- 1・2 略
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（令和6年鳥取県人事委員会規則第9号）別表第3の1の表本庁の項美術館の号、2の表及び3の表に掲げる職を占める職員に適用する。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

略

備考

- 1 略
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、教育人材開発主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、総括専門員、課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

略

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、教育人材開発主査、係長、次長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、総括専門員及び課長補佐に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の6（第2条の4関係）

研究職給料表級別資格基準表

略

備考

- 1・2 略
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）第3条第11号から第14号までに掲げる職員に適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（政策戦略局 名古屋代表部の部 長を除く。） 政策戦略本部の本 部長 輝く鳥取創造本部 の本部長 会計管理者 政策戦略局東京本 部の本部長（人事 委員会が承認した ものに限る。） 政策戦略局関西本 部の本部長（人事 委員会が承認した ものに限る。） <u>美術館整備監（人 事委員会が承認し たものに限る。）</u> 理事監	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（政策戦略局 名古屋代表部の部 長を除く。） 政策戦略本部の本 部長 輝く鳥取創造本部 の本部長 会計管理者 政策戦略局東京本 部の本部長（人事 委員会が承認した ものに限る。） 政策戦略局関西本 部の本部長（人事 委員会が承認した ものに限る。） 理事監	1種
		次長（政策戦略局 名古屋代表部、 <u>ね りんピックはば たけ鳥取2024実施 本部事務局、衛生 環境研究所及びく らしの安心局消費 生活センターの次 長を除く。） 局長 政策戦略局東京本 部の本部長</u>	2種			次長（政策戦略局 名古屋代表部、衛 生環境研究所及び くらしの安心局消 費生活センターの 次長を除く。） 局長 政策戦略局東京本 部の本部長	2種

	<p>政策戦略局関西本 部の本部長</p> <p>原子力安全対策監 行政体制整備局職 員人材開発センタ ーの所長（人事委 員会が承認したも のに限る。） 総合事務センター の所長</p> <p>官房長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 文化振興監 美術館整備監 美術館の館長（人 事委員会が承認し たものに限る。） 美術館の副館長 （人事委員会が承 認したものに限 る。） 感染症対策センタ ーの所長</p> <p>経済産業振興監 衛生環境研究所の 所長（人事委員会 が承認したものに 限る。）</p> <p>参事監</p> <p>課長（農業振興局 農業大学の課長 を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋 代表部の部長</p>	<p>3種</p>			<p>政策戦略局関西本 部の本部長 <u>サイクルツーリス ム振興監</u></p> <p>原子力安全対策監 行政体制整備局職 員人材開発センタ ーの所長（人事委 員会が承認したも のに限る。） 総合事務センター の所長 <u>副本部長（人事委員 会が承認したも のに限る。）</u></p> <p>官房長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 文化振興監</p> <p>経済産業振興監 衛生環境研究所の 所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） <u>校長（人事委員会 が承認したも のに限る。）</u></p> <p>参事監</p> <p>課長（農業振興局 農業大学の課長 を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋 代表部の部長</p>	<p>3種</p>
--	--	-----------	--	--	--	-----------

	<p>行政体制整備局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 <u>美術館の館長</u> <u>美術館の副館長</u> <u>ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局の次長</u> <u>感染症対策センターの副所長</u> 衛生環境研究所の所長 <u>衛生環境研究所の次長</u> 自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 くらしの安心局消費生活センターの所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長 産業廃棄物処理施設審査準備室の室長</p>	4種			<p>行政体制整備局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 くらしの安心局消費生活センターの所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長 産業廃棄物処理施設審査準備室の室長</p>	4種	
	<p>室長（衛生環境研究所及び産業廃棄物処理施設審査準備室の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学の副校長</p>				<p>室長（衛生環境研究所及び産業廃棄物処理施設審査準備室の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 <u>衛生環境研究所の次長</u> 農業振興局農業大学の副校長</p>		

		農業振興局農業大 学校の課長（人事 委員会が承認した ものに限る。） 総括検査専門員				農業振興局農業大 学校の課長（人事 委員会が承認した ものに限る。） 総括検査専門員	
		主任教授 検査専門員	5種			税務専門員 主任教授 検査専門員	5種
地方 機関	総合 事務 所	所長（ <u>県民福祉局 児童相談所</u> 、保健 所及び農業改良普 及所の所長を除 き、人事委員会 が承認したもの に限る。）	1種		地方 機関	所長（ <u>県民福祉 局</u> 、保健所及び農 業改良普及所の 所長を除き、人事 委員会が承認し たものに限る。）	1種
		所長（ <u>県民福祉局 児童相談所</u> 及び農 業改良普及所の 所長を除く。） 局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 副局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 副所長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 参事監	2種			所長（ <u>県民福祉局 及び農業改良普 及所</u> の所長を除 く。） 局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 副局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 副所長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 参事監	2種
		局長 副局長 副所長 課長（ <u>県民福祉局 児童相談所の課長 を除く。</u> ） <u>県民福祉局児童相 談所の所長</u> 農業改良普及所 の所長 西部農業改良普 及所大山普及支 所の支所長	3種			局長 副局長 副所長 課長 <u>県民福祉局の所長</u> 農業改良普及所 の所長 <u>総務室の室長</u> 西部農業改良普 及所大山普及支 所の支所長	3種
		室長（管理職手当 に係る区分が3種	4種			室長（管理職手当 に係る区分が3種	4種

	の職を占める職員を除く。 チーム長（人事委員会が承認したものに限る。） 県民福祉局の次長（人事委員会が承認したものに限る。）	
県 税 事 務 所	略	
	所長 副所長 課長	3種
略		
総 合 療 育 セ ン タ ー	院長 院長代理	2種
	略	
略		
食 肉 衛 生 検 査 所	所長	3種
	所長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	2種
犯 罪 被 害 者 総 合 サ ー ポ ー ト セ ン タ ー	所長	3種
	略	
略		
県 土 整 備 事 務 所	略	
	所長 副所長 課長	3種
略		
	の職を占める職員を除く。 チーム長（人事委員会が承認したものに限る。） 県民福祉局の次長（人事委員会が承認したものに限る。）	
県 税 事 務 所	略	
	所長 副所長 課長	3種
略		
総 合 療 育 セ ン タ ー	院長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	1種
	院長	2種
略		
食 肉 衛 生 検 査 所	所長	3種
	略	
略		
県 土 整 備 事 務 所	略	
	所長 副所長 課長	3種
略		
室長		4種
用地専門員		5種
略		

略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	次長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	1種
			理事監	
			次長 教育次長 センター長（人事 委員会承認した ものに限る。） 参事監	2種
			略	
			教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 社会教育主査 指導主査	6種
		略		
略				
共通		略		
		参事	4種	

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務局の本庁の職のうち文化振興監、美術館の館長、美術館の副館長、理事監、参事監（人事委員会承認したものを除く。）、主任教授及び検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・不登校総合対策センターの職
 - (5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事

略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	次長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 局長 理事監	1種
			次長 教育次長 センター長（人事 委員会承認した ものに限る。） 参事監 美術振興監	2種
			略	
			教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高校教育主査	6種
		略		
略				
共通		略		
		参事	4種	
		参事（職員人材開 発センターの所掌 事務に参画するも のに限る。）	5種	

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監（人事委員会承認したものを除く。）、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・不登校総合対策センター及び美術館整備局美術館整備課の職
 - (5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事

<p>監 (6)～(8) 略 2 略</p>	<p><u>監及び美術振興監</u> (6)～(8) 略 2 略</p>
--------------------------------	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第14号

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>任用課</p> <p><u>(1) 事務局職員の給与及び福利厚生に関する</u>こと。</p> <p><u>(2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する</u>こと。</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>給与課</p> <p><u>(1) 人事委員会の会議及び議事に関する</u>こと。</p> <p><u>(2) 事務局職員の人事、服務及び研修に関する</u>こと。</p> <p><u>(3) 公印の管守に関する</u>こと。</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 職員の厚生福利制度の研究及びその成果の作</u></p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>任用課</p> <p><u>(1) 人事委員会の会議及び議事に関する</u>こと。</p> <p><u>(2) 事務局職員の人事に関する</u>こと。</p> <p><u>(3) 公印の管守並びに文書の收受、発送、編さん</u>及び保存に関すること。</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 職員の厚生福利制度の研究及びその成果の作</u>成に関すること。</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び</u>判定に関すること。</p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 職員からの苦情の処理に関する</u>こと。</p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上</u>の災害の補償に関する審査請求に対する審査及び裁定に関すること。</p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p>給与課</p> <p><u>(1) 略</u></p>

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第16条の4（第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。）、第16条の7（<u>第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。</u>）及び第18条の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段（第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員及び会計年度任用職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段（第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 条例第16条の4第2項（第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 条例第16条の4第2項（第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 条例第16条の4第2項（第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第16条の4（第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。）、第16条の7及び第18条の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段（第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。）の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員及び会計年度任用職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段（第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 条例第16条の4第2項（第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

む。)に規定する在職期間は、一般職員又は会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 略

(一時差止処分に係る在職期間)

第3条の3 条例第16条の5及び第16条の6（これらの規定を条例第12条の2第2項、第16条の7第5項(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)、第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、一般職員又は会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 略

(一時差止処分の手続)

第3条の4 任命権者は、条例第16条の6第1項（条例第12条の2第2項、第16条の7第5項(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)、第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第3条の5 条例第16条の6第2項（条例第12条の2第2項、第16条の7第5項(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)、第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、当該一時差止処分をした者に対して行わなければならない。

2 略

(審査請求等の教示)

第3条の6 条例第16条の6第5項（条例第12条の2第2項、第16条の7第5項(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)、第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準用する場合を含む。)に規定する説明書（次条において「処分説明書」という。）には、一時差止処分について、知事に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間並びに当該期間が経過した後においては、当該一時差止処分

む。)に規定する在職期間は、一般職員又は会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 略

(一時差止処分に係る在職期間)

第3条の3 条例第16条の5及び第16条の6（これらの規定を条例第12条の2第2項、第16条の7第5項、第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、一般職員又は会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 略

(一時差止処分の手続)

第3条の4 任命権者は、条例第16条の6第1項（条例第12条の2第2項、第16条の7第5項、第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第3条の5 条例第16条の6第2項（条例第12条の2第2項、第16条の7第5項、第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、当該一時差止処分をした者に対して行わなければならない。

2 略

(審査請求等の教示)

第3条の6 条例第16条の6第5項（条例第12条の2第2項、第16条の7第5項、第16条の17第2項及び第16条の19第2項において準用する場合を含む。)に規定する説明書（次条において「処分説明書」という。）には、一時差止処分について、知事に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間並びに当該期間が経過した後においては、当該一時差止処分をした者に対してその取消しの申立てをすることができる旨を記載しなけ

をした者に対してその取消しの申立てをすることができる旨を記載しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員及び会計年度任用職員(条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(5) 略

(勤勉手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち勤勉手当の支給の対象とならない職員)

第4条 条例第16条の7第1項後段(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

(1) 勤勉手当基準日前1月以内に退職し、又は死亡した一般職員又は会計年度任用職員で、その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する者であったもの

(2) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職員又は会計年度任用職員で、その退職の後勤勉手当基準日までの間に第2条第1項第2号に掲げる者(同号エに掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されないものを除く。)となったもの

(3) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職員又は会計年度任用職員で、その退職に引き続き第2条第1項第3号に掲げる者となったもの

2 略

(勤勉手当の支給割合の基準)

第5条 条例第16条の7第2項(第16条の18第2項及び第16条の21第2項において準用する場合を含む。)に規定する人事委員会の定める基準は、一般職員又は会計年度任用職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に一般職員又は会計年度任用職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得たものとする。

ればならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(5) 略

(勤勉手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち勤勉手当の支給の対象とならない職員)

第4条 条例第16条の7第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

(1) 勤勉手当基準日前1月以内に退職し、又は死亡した一般職員で、その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する者であったもの

(2) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職の後勤勉手当基準日までの間に第2条第1項第2号に掲げる者(同号エに掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されないものを除く。)となったもの

(3) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き第2条第1項第3号に掲げる者となったもの

2 略

(勤勉手当の支給割合の基準)

第5条 条例第16条の7第2項に規定する人事委員会の定める基準は、一般職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に一般職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得たものとする。

(勤勉手当の期間率)

第6条 期間率は、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間における一般職員又は会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当の成績率)

第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の77.0超

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の75.5以上100分の77.0以下

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の75.5未満

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第7条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(勤勉手当の期間率)

第6条 期間率は、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間における一般職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当の成績率)

第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第7条の2 前条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 第6条に規定する勤務期間は、一般職員又は<u>会計年度任用職員</u>として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間<u>並びに会計年度任用職員</u>のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>第9条 第3条の2第1項の規定は、前条に規定する一般職員又は<u>会計年度任用職員</u>として在職した期間の算定についてこれを準用する。</p> <p>2 略</p> <p>(端数計算)</p> <p>第12条 条例第16条の4第2項（条例第16条の17第2項及び<u>条例第16条の20第2項</u>において準用する場合を含む。）の期末手当基礎額又は条例第16条の7第2項前段（<u>条例第16条の18第2項及び条例第16条の21第2項</u>において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 条例第16条の4、条例第16条の17及び<u>条例第16条の20</u>の規定による期末手当の額又は条例第16条の7、<u>条例第16条の18</u>及び<u>条例第16条の21</u>の規定による勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第14条 <u>条例第16条の18第2項</u>において読み替えて準用する<u>条例第16条の7第3項</u>に規定する人事委員会規則で定める額については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「<u>期末手当基準日</u>」とあるのは「<u>勤勉手当基準日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 第6条に規定する勤務期間は、一般職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>第9条 第3条の2第1項の規定は、前条に規定する一般職員として在職した期間の算定についてこれを準用する。</p> <p>2 略</p> <p>(端数計算)</p> <p>第12条 条例第16条の4第2項（条例第16条の17第2項及び<u>条例第16条の19第2項</u>において準用する場合を含む。）の期末手当基礎額又は条例第16条の7第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 条例第16条の4、条例第16条の17及び<u>条例第16条の19</u>の規定による期末手当の額又は条例第16条の7の規定による勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	<p>統轄監 部長 本部長 所長 理事監 美術館整備監 会 計管理者 次長 局長 参事 監 原子力安全対策監 文化 振興監 経済産業振興監 課 長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 校長 館長 副所長 副校 長 参事 副本部長 官房長 副官房長 危機管理専門官 危機管理情報官 原子力モニ タリング専門官 副館長（美 術館の副館長に限る。） 課 長補佐（課内業務の総括又は 庶務に関する事務を行う課長 補佐、総務課の課長補佐のう ち知事若しくは副知事の秘書 又は庁舎の秩序の維持に関す る事務を行うもの、人事企画 課の課長補佐及び職員支援課 の課長補佐のうち職員の福利 厚生に関する事務を行うもの に限る。） 総括主計員 係 長（総務課の係長のうち知事 又は副知事の秘書に関する事 務を行うもの、人事企画課の 係長、職員支援課の係長のう ち職員の福利厚生に関する事 務を行うもの及び会計指導課 の係長のうち資金運用に関す る事務を行うものに限る。）</p>	知事 の 事 務 部 局	本庁	<p>統轄監 部長 理事監 本部 長 会計管理者 次長 参事 監 文化振興監 局長 官房 長 所長 サイクルツーリス ム振興監 原子力安全対策監 経済産業振興監 課長（農 業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室 長を除く。） 副局長 副本 部長 副官房長 校長 副校 長 館長 危機管理専門官 危機管理情報官 原子力モニ タリング専門官 参事 税 務専門員 医長 課長補佐 （課内業務の総括又は庶務に 関する事務を行う課長補佐、 総務課の課長補佐のうち知事 若しくは副知事の秘書又は庁 舎の秩序の維持に関する事務 を行うもの、人事企画課の課 長補佐及び職員支援課の課長 補佐のうち職員の福利厚生に 関する事務を行うものに限 る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち 知事又は副知事の秘書に関す る事務を行うもの、人事企画 課の係長、職員支援課の係長 のうち職員の福利厚生に関す る事務を行うもの及び会計指 導課の係長のうち資金運用に 関する事務を行うものに限</p>

		主計員 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 医長
総合事務所	所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長（児童相談所の課長を除く。） 支所長 室長 チーム長 次長（児童相談所の次長に限る。） 参事 課長補佐（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。） <u>主幹</u> <u>（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う主幹に限る。）</u>	
略		
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 課長（総務課及び教務課の課長に限る。）	
略		
皆成学園	園長 次長 課長（総務課及び養護課の課長に限る。） 所長	
総合療育センター	院長 <u>院長代理</u> 副院長 事務部長 看護部長 リハビリテーション部長 看護師長	
略		
食肉衛生検査所	所長 次長	
犯罪被害者総合サポートセンター	所長 次長	
略		
県土整備事務所	所長 副所長 課長 参事 課長補佐（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。）	
略		
教育委員会	本庁	次長 理事監 教育次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査

		る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。）
総合事務所	所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長（児童相談所の課長を除く。） 支所長 室長 チーム長 次長（児童相談所の次長に限る。） 参事 課長補佐（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。）	
略		
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 <u>教務課長</u> <u>次長</u>	
略		
皆成学園	園長 次長 課長（養護課の課長に限る。） 所長	
総合療育センター	院長 副院長 事務部長 看護部長 リハビリテーション部長 看護師長	
略		
食肉衛生検査所	所長 次長	
略		
県土整備事務所	所長 副所長 課長 <u>室長</u> 参事 課長補佐（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。）	
略		
教育委員会	本庁	次長 <u>局長</u> 理事監 教育次長 参事監 <u>美術振興監</u> 課長 室長 参事 センター長

員 会 の 事 務 部 局 等	務局	義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。） 係長（教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。）	員 会 の 事 務 部 局 等	務局	教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。） 係長（教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。）
	略	略			
	略	略			
	略	略			
	人事委員会事務局	局長 次長 課長 主幹 係長 副主幹 主事		人事委員会事務局	局長 次長 課長 主幹 係長 主事
	略	略		略	略
	労働委員会事務局	局長 次長		労働委員会事務局	局長 次長 課長
	略	略		略	略
	備考 略			備考 略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第17号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係） 1～9 略 10 大山町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td>課長 会計管理者 事務局長 <u>参事</u> <u>地方創生監</u> 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 11～26 略 備考 略	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 事務局長 <u>参事</u> <u>地方創生監</u> 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	略		別表（第2条関係） 1～9 略 10 大山町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td>課長 会計管理者 <u>参事</u> 事務局長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 11～26 略 備考 略	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 <u>参事</u> 事務局長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 会計管理者 事務局長 <u>参事</u> <u>地方創生監</u> 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 会計管理者 <u>参事</u> 事務局長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）																
略																	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(12の3) <u>次に掲げる子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(左欄に掲げる子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(12の3) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> の間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
ア <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> の間にある子			
イ <u>その他その子の年齢、傷病の程度その他の事情を考慮して職員</u>			

による看護が必要であると人事委員会が認める子 略	略
-----------------------------	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (12の3) <u>次に掲げる子</u> （配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> <u>の間にある子</u> イ <u>その他その子の年齢、傷病の程度その他の事情を考慮して職員による看護が必要であると人事委員会が認める子</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> 一の年において5日（<u>左欄に掲げる子が2人以上の場合</u>にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 </td> </tr> </table>	略		(12の3) <u>次に掲げる子</u> （配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> <u>の間にある子</u> イ <u>その他その子の年齢、傷病の程度その他の事情を考慮して職員による看護が必要であると人事委員会が認める子</u>	一の年において5日（ <u>左欄に掲げる子が2人以上の場合</u> にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (12の3) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> <u>の間にある子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 </td> <td style="vertical-align: top;"> 一の年において5日（<u>その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 </td> </tr> </table>	略		(12の3) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> <u>の間にある子</u> （配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（ <u>その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> の間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略									
(12の3) <u>次に掲げる子</u> （配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> <u>の間にある子</u> イ <u>その他その子の年齢、傷病の程度その他の事情を考慮して職員による看護が必要であると人事委員会が認める子</u>	一の年において5日（ <u>左欄に掲げる子が2人以上の場合</u> にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間								
略									
(12の3) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> <u>の間にある子</u> （配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（ <u>その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u> の間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間								

略	略
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											
組織		職務の級								組織		職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事の本庁 事務部局	政策戦略本部										課長										
	政策戦略本部																				
	企画課																				
	略																				
	略																				
	輝く鳥取創造本部	とっとり人口減少社会 対策課																			
	略																				
	地域社会振興部	市町村課																			
	美術部										館長 副館長	館長 副館長									
	福祉保健部	福祉保健課																			
	福祉保健部	福祉保健課																			
	福祉保健部	感染症対策センター									副所長	所長									
	略																				
	生活環境部	環境立地推進課																			
	福祉保健部・生活環境部	衛生環境研究所																			
略																					
本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）										本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）											
	主事	主事	係長	課長	課長	副所長	所長	次長	統轄		主事	主事	係長	課長	課長	副所長	所長	次長	統轄		
	機械	機械	主計	補佐	補佐	局長	局長	局長	監		機械	機械	主計	補佐	補佐	局長	局長	局長	監		
	電機	電機	副主計	主計	主計	室長	専門官	安全	美術		電機	電機	副主計	主計	主計	室長	専門官	安全	美術		
	薬剤師	薬剤師	教務主任	教務主任	教務主任	危機管理	情報官	参事	監		薬剤師	薬剤師	教務主任	教務主任	教務主任	危機管理	情報官	参事	監		
	保健師	保健師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		保健師	保健師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		
	管理栄養士	管理栄養士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		管理栄養士	管理栄養士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		
	歯科衛生士	歯科衛生士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		歯科衛生士	歯科衛生士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		
	農林技師	農林技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		農林技師	農林技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主 事 文化財主事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	教育人材開 発主査 指導主査 社会教育主 査 高校教育主 査 課長補佐 次長	
略					
知事 の事 務部 局	本庁		課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主事	課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主事	
地方機関	総合 事務 所 県民 福祉 局 児童 相 談所		係長 副主幹	係長 副主幹	
	公文書館		課長補佐 主幹 副主幹 総括専門 員 専門員	課長補佐 主幹 副主幹 総括専門 員 専門員	総括専門員
	男女共同参画 センター		課長補佐 主幹 係長 副主幹	課長補佐 主幹 係長 副主幹	
	埋蔵文化財セ ンター		係長 副主幹 文化財主 事	係長 副主幹 文化財主 事	係長
	青谷かみじち 史跡公園		係長 副主幹 文化財主 事	係長 副主幹 文化財主 事	
	むきばんだ史 跡公園		係長 副主幹 文化財主 事	係長 副主幹 文化財主 事	係長
	鳥取看護専門 学校		副校長 主幹 教務主幹 副主幹 教務主任 講師	副校長 主幹 教務主任 講師	副校長
	倉吉総合看護 専門学校		副校長 課長 主幹 教務主幹 副主幹 教務主任 講師	副校長 課長 主幹 教務主任 講師	副校長 課長
	福祉相談セン ター		係長 副主幹	係長 副主幹	
	皆成学園		係長 副主幹	係長 副主幹	

備考 略

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主 事 文化財主事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	教育人材開 発主査 指導主査 社会教育主 査 義務教育 主査 課長補佐 次長	

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事 専門員 学芸員補	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主 事 文化財主事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事 専門員 学芸員補	教育人材開 発主査 指導主査 社会教育主 査 高校教育主 査 課長補佐 次長	
略					
知事 の事 務部 局	本庁		課長補佐 係長 総括専門員 専門員 文化財主事	課長補佐 係長 総括専門員 専門員 文化財主事	
地方機関	総合 事務 所 県民 福祉 局		係長	係長	
	公文書館		課長補佐 係長 総括専門 員 専門員	課長補佐 係長 総括専門 員 専門員	総括専門員
	男女共同参画 センター		課長補佐 係長 副主幹	課長補佐 係長 副主幹	
	埋蔵文化財セ ンター		係長 文化財主 事	係長 文化財主 事	係長
	青谷かみじち 史跡公園		係長 文化財主 事	係長 文化財主 事	
	むきばんだ史 跡公園		係長 文化財主 事	係長 文化財主 事	係長
	鳥取看護専門 学校		副校長 教務主幹 教務主任 講師	副校長 教務主任 講師	副校長
	倉吉総合看護 専門学校		副校長 課長 教務主幹 教務主任 講師	副校長 課長 教務主任 講師	副校長 課長
	福祉相談セン ター		係長	係長	
	皆成学園		係長	係長	課長補佐

備考 略

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事 専門員 学芸員補	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主 事 文化財主事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	教育人材開 発主査 指導主査 社会教育主 査 義務教育 主査 課長補佐 次長	

	は、当該職については本項の規定を適用しない。）		課長 室長 課長補佐	
共通	医師	医長 副医長	医長	

	は、当該職については本項の規定を適用しない。）		課長 室長 課長補佐 研究員 参事	
共通	医師	医長 副医長	医長 副医長	

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部 局	略						
	総合療育センター	臨床心理士 臨床検査 技師	臨床心理士 臨床検査 技師	臨床心理主任 臨床検査 主任	臨床心理主任 臨床検査 主任	臨床心理主任 臨床検査 主任	
共通	略						
	診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係長 副主幹 主任	係長 副主幹 主任	課長補佐 主幹 主任	課長 参事	

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部 局	略						
	総合療育センター	臨床心理士 臨床検査 技師	臨床心理士 臨床検査 技師	臨床心理主任 臨床検査 主任	臨床心理主任 臨床検査 主任		
共通	略						
	診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係長 副主幹 主任	係長 副主幹 主任	課長補佐 主幹 主任	課長 参事	

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部 局	略						
	共通	准看護師	看護師 准看護師	係長 副主幹	課長補佐 主幹		
略							

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部 局	略						
	共通	准看護師	看護師 准看護師	係長	課長補佐		
略							

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部 局	略				
	航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	船長 機関長 航海長 通信長 副主幹	船長 機関長 航海長 通信長 課長補佐 主幹	
略					

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部 局	略				
	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長	船長 機関長 課長補佐	
略					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第20号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(端数計算)</p> <p>第4条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第16条、<u>第16条の4第3項及び第4項</u>並びに第16条の7第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第4条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第16条、<u>第16条の4第4項及び第5項</u>並びに第16条の7第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第21号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
委託団体	期間	委託団体	期間
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、江府町、 <u>鳥取県町村総合事務組合</u> 、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年	若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、江府町、 <u>鳥取県町村職員退職手当組合</u> 、 <u>鳥取県町村消防災害補償組合</u> 、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。